



鳥取県公報

令和6年2月20日（火）
第9572号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 国土調査の成果の認証（76）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 公有水面の埋立ての免許（77）（河川課）・・・・・・・・・・ 2 |
| ◇ 公 告 | 年少射撃資格の認定のための講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 4 |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定（技術企画課）・・・・・・・・・・ 4 |

告 示

鳥取県告示第76号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|----------------|------------------------------------|-------------------|-----------|
| 日野郡江府町 | 令和2年度から令和4年度まで | 江府町（大字御机の一部（20203140302））の地籍図及び地籍簿 | 江府町大字御机の一部 | 令和6年2月20日 |
| 〃 | 〃 | 江府町（大字柿原の一部（20203140303））の地籍図及び地籍簿 | 江府町大字柿原の一部 | 〃 |
| 〃 | 令和3年度及び令和4年度 | 江府町（大字御机の一部（20213140301））の地籍図及び地籍簿 | 江府町大字御机の一部 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 江府町（大字宮市の一部（20213140302））の地籍図及び地籍簿 | 江府町大字宮市の一部 | 〃 |
| 鳥取市 | 〃 | 鳥取市（赤子田の一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市赤子田の一部 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 鳥取市（河原町高福の一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市河原町高福の一部 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 鳥取市（鹿野町寺内及び今市の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市鹿野町寺内及び今市の各一部 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 鳥取市（青谷町早牛の一部）の地籍図及び地籍簿 | 鳥取市青谷町早牛の一部 | 〃 |
| 東伯郡琴浦町 | 〃 | 琴浦町（大字大杉及び大字野田の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 琴浦町大字大杉及び大字野田の各一部 | 〃 |

鳥取県告示第77号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

令和6年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 免許の日
令和6年2月2日
- 2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治
鳥取市東町一丁目220

3 埋立区域

(1) 位置

鳥取市良田481-3地先

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 鳥取市高住青島三等三角点（北緯35度30分17秒、東経134度9分18秒）から199度34分1秒、
1022.67メートルの地点
2の地点 1の地点から278度45分6秒、2.43メートルの地点
3の地点 2の地点から358度52分0秒、9.72メートルの地点
4の地点 3の地点から109度10分43秒、3.97メートルの地点

(3) 面積

29平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鳥取市良田481-3地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と34の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 鳥取市高住青島三等三角点（北緯35度30分17秒、東経134度9分18秒）から191度7分7秒、
983.65メートルの地点
2の地点 1の地点から254度12分40秒、20.50メートルの地点
3の地点 2の地点から257度29分6秒、20.50メートルの地点
4の地点 3の地点から258度4分43秒、18.82メートルの地点
5の地点 4の地点から262度54分38秒、11.88メートルの地点
6の地点 5の地点から271度9分14秒、2.76メートルの地点
7の地点 6の地点から249度38分25秒、7.31メートルの地点
8の地点 7の地点から230度3分18秒、9.45メートルの地点
9の地点 8の地点から264度52分23秒、8.29メートルの地点
10の地点 9の地点から300度48分22秒、7.16メートルの地点
11の地点 10の地点から258度22分6秒、11.60メートルの地点
12の地点 11の地点から285度48分23秒、1.64メートルの地点
13の地点 12の地点から255度29分58秒、7.84メートルの地点
14の地点 13の地点から243度17分51秒、3.41メートルの地点
15の地点 14の地点から259度46分50秒、6.69メートルの地点
16の地点 15の地点から265度49分50秒、5.93メートルの地点
17の地点 16の地点から271度44分9秒、4.49メートルの地点
18の地点 17の地点から281度47分41秒、7.63メートルの地点
19の地点 18の地点から247度32分10秒、4.74メートルの地点
20の地点 19の地点から280度35分19秒、3.42メートルの地点
21の地点 20の地点から351度19分45秒、2.95メートルの地点
22の地点 21の地点から294度5分45秒、22.39メートルの地点
23の地点 22の地点から332度10分39秒、32.45メートルの地点
24の地点 23の地点から314度18分38秒、4.11メートルの地点
25の地点 24の地点から302度1分12秒、18.97メートルの地点
26の地点 25の地点から58度39分22秒、23.34メートルの地点
27の地点 26の地点から147度0分33秒、15.66メートルの地点

- 28の地点 27の地点から107度50分57秒、46.61メートルの地点
29の地点 28の地点から78度52分43秒、36.53メートルの地点
30の地点 29の地点から78度52分43秒、11.51メートルの地点
31の地点 30の地点から84度38分50秒、32.91メートルの地点
32の地点 31の地点から116度24分39秒、23.68メートルの地点
33の地点 32の地点から94度42分10秒、16.60メートルの地点
34の地点 33の地点から75度1分52秒、17.20メートルの地点

(3) 面積

6,726平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

令和6年2月20日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

- (1) 開催日時 令和6年3月9日（土） 午前10時から午後3時まで
(2) 開催場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間
(2) 講習課目
ア 空気銃の所持に関する法令
イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 9,800円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県土木積算システム単品スライド対応業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和6年1月16日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 金36,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達をした物品等に関連して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部技術企画課 鳥取市東町一丁目220 |